

沿岸海域における情報提供の充実

海難発生の割合が高い沿岸海域における船舶交通の安全を確保するため、気象・海象情報、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット等で提供する沿岸域情報提供システムを運用しており、平成19年度は必要性の高い箇所においてライブカメラを整備し、情報内容の充実を図る。

また、よりきめ細かな安全情報を文字により個々の船舶宛に直接提供し、指導することも可能なAISを活用した次世代型航行支援システムを構築する。

海図・水路誌等の整備及び水路通報等の充実

港湾・航路の整備の進展、マリンレジャーの普及等に対応するため、航空機搭載用測深機等を活用し、効率的な水路測量・海象観測の充実強化を図るとともに、電子化を含めた海図・水路誌等の整備を行い、航海用電子海図刊行区域の拡大を図るほか、その品質の向上について検討する。また、近年、外国人船員が増加している日本近海の水運の状況を踏まえて、外国人船員にも分かりやすい、英語のみで表記した海図及び水路誌を刊行するとともに、海外で我が国の海図・水路誌を容易に入手できるよう、海外での普及を図る。

船舶交通の安全に必要な情報等を水路通報、航行警報等により提供するほか、インターネットによる水路通報等安全情報の利用促進を図る。また、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめ、海流通報として提供する。さらに、離島や沿岸域において火山噴火、地震、津波等の災害が発生した場合における海上からの救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報及び災害危険地、避難地等

の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を行う。

気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関して的確に実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達するとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7で述べた施策を講じる。また、特定地点別に行っている高潮予測について、複雑な海岸地形を取り込み面的に行うほか、沿岸の詳細な波浪予測を行うための予測モデルの改善を図る。さらには、GMDSSにおいて最大限有効に利用できるよう引き続き海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を図る。

また、沿岸海域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため、全国各地の主要な岬の灯台等124か所において局地的な風向、風速等の気象・海象の観測を行い、その現況を無線電話、テレホンサービス又はインターネットで提供する船舶気象通報業務を行う。

さらに、一般船舶やプレジャーボート等に対しても、気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等を、インターネット、携帯電話等を通じて提供する沿岸域情報提供システムの運用を行う。

平成19年度には、波高計等の整備を実施する。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消、誘導・警告ブロックの整備等による施設のバリアフリー化を推進する。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海事関係者のみならず広く国民全般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図り、また、海難防止に関する知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため、官民一体となった効果的な海難防止強調運動の実施、漁船、プレジャーボート等に対する訪船指導

等、海難の発生状況及び各種船舶の特性に応じた海難防止活動の充実を図る。

また、海難防止思想の普及の重要性から、新聞、テレビ、インターネット等の媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

2 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の実効を期するため、海難防止を目的とする海難防止協会、小型船安全協会、外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的活動が、着実かつ活発に推進されるようその指導育成の強化に努める。

3 海難の原因究明結果の活用

海難の原因や態様についての詳細な分析、裁決事例や防止策を紹介する情報誌の充実を図り、これらを活用した海難防止に関する講習会等の広報・啓発活動を積極的に行う。

4 外国船舶に対する情報提供等

外国船舶の海難を防止するため、我が国周辺海域の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に訪船し、外国語によるリーフレット（ちらし）を配布・説明するなどして、航行安全上必要な情報等について周知・指導を図る。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

海事関係者等に対し、訪船指導及び海難防止講習会の開催等あらゆる機会を活用して、気象・海象情報の早期把握、荒天時における早期避難等の安全指導や注意喚起を徹底し、各種船舶の特性に応じた台風等特異気象時における安全対策を推進する。

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応し、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士試験の際、一定の乗船実務経験を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図る。

また、船員を取り巻く環境変化を踏まえ、船舶の運航に関する学術等の教授や航海実習等を行う各船員教育機関の実習内容等について、行政の減量・効率化の要請にも的確に対応しつつ、長期的視野に基づいた見直しを行う。

さらに、船舶の安全な運航を確保するため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、船内巡視制度の設定、救命設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を図るため、運航労務監理官による監査を行う。

2 運航管理の適正化及び安全管理体制の構築等

船舶運航事業者に対する指導監督等の充実強化
船舶運航事業者に対して、運航管理業務等の実施

状況について監査を行うとともに、監査手法の改善に努め、その充実強化を図る。特に、運航中止基準、航海当直体制や酒気帯び当直の禁止、旅客・車両の乗下船時の作業基準等安全管理規定の遵守状況及び運航管理者が主体となった運航管理の実施状況等については重点的に監査を行う。

また、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を引き続き推進するとともに、その構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」の着実な実施により、更なる輸送の安全の確保を図る。

事故再発防止対策の徹底

船舶運航事業に関する事故の発生時には、その原因の究明に努め、船舶運航事業者における安全管理体制等の再構築等その再発防止策を講じる。また、他の船舶運航事業において類似の事故が再発するおそれが大きいものについては、国において、ハード及びソフト面から総合的かつ効果的な対策を検討し、速やかに監査体制に反映させるとともに、全国の船舶運航事業者に周知徹底を図る。

水中翼型超高速船の事故防止対策の実施

最近、水中翼型超高速船が流木や鯨類等と衝突する事故が発生している状況にかんがみ、その防止を図るため、シートベルトの着用徹底等を図るととも